

## 電気通信大学課外活動団体に関する要項

平成16年 4月 1日

改正

平成19年 4月 1日

平成22年 4月 1日

平成24年 5月22日

### (趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学（以下「本学」という。）の課外活動団体について、必要な事項を定めるものとする。

### (団体の公認)

第2条 課外活動団体が本学の公認を得るためには、次の各号に掲げる事項をすべて満たし、学生課に所定の書類を提出して電気通信大学全学教育・学生支援機構学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 本学の教育理念に沿う活動であり、かつ学生の本分を逸脱するものではないこと。
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を行うことを目的としないこと。
- (3) 団体の名称、役員、規約、目的を定め、活動が継続的であること。
- (4) 団体設立時に本学の正規学生5人以上により構成されていること。
- (5) 団体が電気通信大学学友会（以下「学友会」という。）の総会で承認されていること。
- (6) 本学の教員が団体の顧問として、活動上の指導及び助言を行うことを承諾していること。

### (施設の使用等)

第3条 前条による大学の公認を受けた団体（以下「公認団体」という。）は、別に定める手続きを経て、本学の施設を使用することができ、活動状況に応じて本学から物品等の貸与及び援助を受けることができる。

2 公認団体は、本学の名称を冠することができる。

### (活動の継続)

第4条 公認団体は、毎年度指定された期日までに、活動を継続するための手続きを行わなければならない。また、役員の交代や連絡先等の変更が生じた際は、学生課に速やかに届け出なければならない。

### (活動の停止)

第5条 活動を停止する公認団体は、別に定める手続きを行わなければならない。

2 次の各号に該当する場合は、公認を取消すものとする。

- (1) 第2条に該当しなくなったと本学が判断した場合
- (2) 第4条による手続きを怠った場合

3 公認を取消された団体は、本学から使用を許可された施設及び貸与されたすべての物品等を速やかに明け渡し、返還しなければならない。

(団体責任者連絡会)

第6条 学生指導を担当する職員と学生の課外活動団体との意見交換、連絡等を行う組織として団体責任者連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

2 連絡会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長が指名した副学長(以下「副学長」という。)
- (2) 公認団体の顧問のうち副学長が指名する者2人
- (3) センター会議構成員のうち副学長が指名する者2人
- (4) 学生課長
- (5) 学友会執行委員長及び副執行委員長
- (6) 学友会サークル代表者会議議長及び副議長

3 連絡会においては、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 団体が学内又は学外で行う行事に関する事。
- (2) 団体の運営に関する事。
- (3) 学友会との連絡に関する事。
- (4) その他課外活動に関する事。

4 連絡会は、原則として毎年1回、副学長が招集するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。